

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについての改正概要

1 改正の趣旨

ア 「県営建設工事に係る指名停止等措置基準」（以下「措置基準」という。）にあつては、文書警告に伴う非指名措置の扱いについて、平成 27 年 3 月の改正で廃止したが、本取扱いの改正を行っていなかったことから今回改正するものである。

イ 県営建設工事入札の談合情報に係る調査、審議等の対象工事について、平成 19 年 9 月に「談合情報対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）の改正を行ったが、本取扱いの改正を行っていなかったことから今回改正するものである。

項目	現規程	改正内容
ア 措置基準に基づく「非指名」の取扱い	公開の対象外。	(削除)
イ 対応マニュアルに基づく調査、審議の対象工事	議会議決案件（5 億円以上）の工事。	談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い工事。

2 改正の内容

別添新旧対照表（資料 No. 2）のとおり。

**岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについての
一部改正に係る新旧対照表**

現		行		改		正		後			
<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについての一部改正に係る新旧対照</p> <p>1 趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものについては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月31日制定。以下「指針」という。）3の規定により、その会議は公開が原則とされている。</p> <p>ただし、情報公開条例（平成10年条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合には、例外的に非公開とすることができることから、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会が審議等の対象とする情報を精査し、公開に関する基本的な取扱いを委員会としてあらかじめ決定する。</p> <p>2 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員における審議で取扱う情報について</p>					<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについての一部改正に係る新旧対照</p> <p>1 趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものについては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月31日制定。以下「指針」という。）3の規定により、その会議は公開が原則とされている。</p> <p>ただし、情報公開条例（平成10年条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合には、例外的に非公開とすることができることから、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会が審議等の対象とする情報を精査し、公開に関する基本的な取扱いを委員会としてあらかじめ決定する。</p> <p>2 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会における審議で取扱う情報について</p>						
<p>予定される議題 (会議)</p>		<p>審議内容と 取り扱う情報</p>		<p>条例及び指針の規定に照らした公開 (非公開)の判断</p>		<p>予定される議題 (会議)</p>		<p>審議内容と 取り扱う情報</p>		<p>条例及び指針の規定に照らした公開 (非公開)の判断</p>	
<p>大分類 (所掌)</p>	<p>小分類</p>					<p>大分類 (所掌)</p>	<p>小分類</p>				
<p>1 制度の運用状況に関する こと (定例会議) (臨時会議)</p>	<p>(1)発注状況報告</p>	<p>対象期間4ヶ月間の全ての工事を、工事名、業種、等級、契約額及び落札者について一覧表により報告を受け調査審議する。</p>	<p>既に落札決定とともに公開済みの内容 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。</p>		<p>1 制度の運用状況に関する こと (定例会議) (臨時会議)</p>		<p>(1)発注状況報告</p>	<p>対象期間4ヶ月間の全ての工事を、工事名、工種、等級、当初契約額及び契約の相手方等について一覧表により報告を受け調査審議する。</p>	<p>既に落札決定とともに公開済みの内容 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。</p>		
	<p>(2)低入札対象工事の 状況報告</p>	<p>対象期間4ヶ月間の全ての低入札対象工事を、工事名、業種、所管課、入札参加者数、予定価格、最低入札額(者)、落札額(者)契約額及び落札者について一覧表により報告を受け調査審議する。</p>	<p>既に落札決定とともに公開済みの内容 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。</p>		<p>(2)低入札対象工事の 状況報告</p>		<p>対象期間4ヶ月間の全ての低入札対象工事を、工事名、業種、所管課、入札参加者数、予定価格、最低入札額(者)、落札額(者)契約額及び落札者について一覧表により報告を受け調査審議する。</p>	<p>既に落札決定とともに公開済みの内容 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。</p>			
	<p>(3)指名停止等の運用 状況報告</p>	<p>対象期間4ヶ月間の指名停止、文書警告及び文書注意の各措置状況に係る、業者名、所在地、措置期間、該当事項及び措置理由について一覧表により</p>	<p>①非指名部分以外については、公開済みの内容 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。 ②非指名部分については、会社の経営状況、信用状況、工</p>		<p>(3)指名停止等の運用 状況報告</p>		<p>対象期間4ヶ月間の指名停止、警告及び注意の各措置状況に係る業者名、本社所在地、該当事項及び措置の理由等について一覧表により報告を受け</p>	<p>既に公開済みの内容 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。</p>			

現		行		改		正		後	
		報告を受け調査審議する。	<u>事施工成績等、公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を含む。</u> ⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例7条1項3号該当) 非開示情報は極僅かであるので公開とするが、資料中非指名部分は配布不可。			調査審議する。			
	(4)抽出工事の調査審議	委員が入札方式別に抽出した工事について、要件設定、指名選定経緯、随意契約理由等について、入札公告、審議会資料、入札調書、契約書等関係資料に基づき調査審議する。	・関係資料には、工事施工成績、技術者数、会社の経営状況等、公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を含む。 ⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例7条1項3号該当) 非開示情報は資料中に散見されるが、中心的話題ではないので公開とする。 資料は配布しない。	(4)抽出工事の調査審議	委員が入札方式別に抽出した工事について、要件設定、指名選定経緯、随意契約理由等について、入札公告、審議会資料、入札調書、契約書等関係資料に基づき調査審議する。	関係資料には、工事施工成績、技術者数、会社の経営状況等、公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を含む。 ⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例第7条第1項第3号該当) 非開示情報は資料中に散見されるが、中心的話題ではないので公開とする。 資料は配布しない。			
2制度の改善に関すること (定例会議) (臨時会議)	入札制度改善等検討委員会で決定した事項の調査審議	基本的に、入札制度改善等検討委員会で決定した制度改善の方針等に関する資料に基づき調査審議する。	既に入札制度改善等検討委員会の審議の際に公開済み。 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。	2制度の改善に関すること (定例会議) (臨時会議)	入札制度改善等検討委員会で決定した事項の調査審議	基本的に、入札制度改善等検討委員会で決定した制度改善の方針等に関する資料に基づき調査審議する。	既に入札制度改善等検討委員会の審議の際に公開済み。 ⇒非開示情報無し。 公開、資料配布可。		
3苦情に関すること (部会) (定例会議) (臨時会議)	再苦情申立ての調査審議	入札参加資格が認められなかった者等に対する県の説明に係る苦情申立てについて、申立書、関係書類等に基づき部会において調査審議する。	入札参加資格が認められなかった理由として、工事施工成績、技術者数、会社の経営状況、信用状況等、公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を中心とした審議が予想される。 ⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例7条1項3号該当) 非公開とする。	3苦情に関すること (部会) (定例会議) (臨時会議)	再苦情申立ての調査審議	入札参加資格が認められなかった者等に対する県の説明に係る苦情申立てについて、申立書、関係書類等に基づき部会において調査審議する。	入札参加資格が認められなかった理由として、工事施工成績、技術者数、会社の経営状況、信用状況等、公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を中心とした審議が予想される。 ⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例7条1項3号該当) 非公開とする。		

現	行		改 正		後	
<p>4 談合等不正行為に関する事 (部会) (定例会議) (臨時会議)</p>	<p>(1) 談合等不正行為情報の調査審議</p> <p>(2) 談合等不正行為情報対応状況報告の調査審議</p>	<p>① 議会議決案件及び知事が特に必要と認めた工事の談合等不正行為情報に係る県の調査結果の適否について、関係書類、関係者からの説明に基づき部会において調査審議する。</p> <p>② ①以外の談合等不正行為情報の対応状況について、一覧表により報告を受け調査審議する。</p>	<p>不確実な談合等不正行為情報そのものを扱うことから、<u>公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を中心とした審議が予想される。</u></p> <p>⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例7条1項3号該当)</p> <p>また、県警及び公正取引委員会の捜査等の対象となる情報を扱うことから、<u>公にすることにより、捜査等に支障を来すおそれがある。</u></p> <p>⇒非開示情報有り。 (指針3(2)並びに条例7条1項4号及び同条同項6号該当)</p> <p>非公開とする。</p>	<p>4 談合等不正行為に関する事 (部会) (定例会議) (臨時会議)</p> <p>(2) 談合等不正行為情報対応状況報告の調査審議</p>	<p>① 談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い工事及び知事が特に必要と認めた工事の談合等不正行為情報に係る県の調査結果の適否について、関係書類、関係者からの説明に基づき部会において調査審議する。</p> <p>② ①以外の談合等不正行為情報の対応状況について、一覧表により報告を受け調査審議する。</p>	<p>不確実な談合等不正行為情報そのものを扱うことから、<u>公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を中心とした審議が予想される。</u></p> <p>⇒非開示情報有り。 (指針3(2)及び条例7条1項3号該当)</p> <p>また、県警及び公正取引委員会の捜査等の対象となる情報を扱うことから、<u>公にすることにより、捜査等に支障を来すおそれがある。</u></p> <p>⇒非開示情報有り。 (指針3(2)並びに条例7条1項4号及び同条同項6号該当)</p> <p>非公開とする。</p>
<p>3 公開（非公開）方針</p> <p>2の理由により、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の会議の公開（非公開）方針は以下のとおりとする。</p>		<p>3 公開（非公開）方針</p> <p>2の理由により、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の会議の公開（非公開）方針は以下のとおりとする。</p>				
<p>1 定例会議及び臨時会議は、以下の3項目の調査審議を除き、原則として公開する。</p> <p>(1) 再苦情申立て</p> <p>(2) 談合等不正行為情報</p> <p>(3) 談合等不正行為情報対応状況報告</p> <p>2 部会での審議対象は、(1)再苦情申立て及び(2)談合等不正行為情報であることから原則として非公開とする。</p> <p>3 本方針によりがたい場合は、会議の都度、委員長が委員会に諮って公開又は非公開の決定を行うものとする。</p>		<p>1 定例会議及び臨時会議は、以下の3項目の調査審議を除き、原則として公開する。</p> <p>(1) 再苦情申立て</p> <p>(2) 談合等不正行為情報</p> <p>(3) 談合等不正行為情報対応状況報告</p> <p>2 部会での審議対象は、(1)再苦情申立て及び(2)談合等不正行為情報であることから原則として非公開とする。</p> <p>3 本方針によりがたい場合は、会議の都度、委員長が委員会に諮って公開又は非公開の決定を行うものとする。</p>				
<p>改 正 理 由</p>	<p>改正部分は、下線部分である。</p>					

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについて

1 趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものについては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成 11 年 3 月 31 日制定。以下「指針」という。）3 の規定により、その会議は公開が原則とされている。

ただし、情報公開条例（平成 10 年条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合には、例外的に非公開とすることができることから、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会が審議等の対象とする情報を精査し、公開に関する基本的な取扱いを委員会としてあらかじめ決定する。

2 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会における審議で取扱う情報について

予定される議題（会議）		審議内容と取り扱う情報	条例及び指針の規定に照らした公開(非公開)の判断
大分類(所掌)	小分類		
1 制度の運用状況に関すること (定例会議) (臨時会議)	(1)発注状況報告	対象期間 4 ヶ月間の全ての工事を、工事名、 <u>工種・等級</u> 、 <u>当初契約額</u> 及び <u>契約の相手方等</u> について一覧表により報告を受け調査審議する。	既に落札決定とともに公開済みの内容 ⇒ 非開示情報無し。 公開、資料配布可。
	(2)低入札対象工事の状況報告	対象期間 4 ヶ月間の全ての低入札対象工事を、工事名、業種、所管課、入札参加者数、予定価格、最低入札額(者)、落札額(者)契約額及び落札者について一覧表により報告を受け調査審議する。	既に落札決定とともに公開済みの内容 ⇒ 非開示情報無し。 公開、資料配布可。
	(3)指名停止等の運用状況報告	対象期間 4 ヶ月間の指名停止、 <u>警告</u> 及び <u>注意</u> の各措置状況に係る業者名、 <u>本社所在地</u> 、該当事項及び <u>措置の理由等</u> について一覧表により報告を受け調査審議する。	<u>既に公開済み</u> の内容 ⇒ 非開示情報無し。 公開、資料配布可。
	(4)抽出工事の調査審議	委員が入札方式別に抽出した工事について、要件設定、指名選定経緯、随意契約理由等について、入札公告、審議会資料、入札調書、契約書等関係資料に基づき調査審議する。	関係資料には、工事施工成績、技術者数、会社の経営状況等、 <u>公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報</u> を含む。 ⇒ 非開示情報有り（指針 3 (2) 及び条例 7 条 1 項 3 号該当） 非開示情報は資料中に散見されるが、中心的話題ではないので公開とする。 資料は配布しない。

2 制度の改善に関すること (定例会議) (臨時会議)	入札制度改善等検討委員会で決定した事項の調査審議	基本的に、入札制度改善等検討委員会で決定した制度改善の方針等に関する資料に基づき調査審議する。	既に入札制度改善等検討委員会の審議の際に公開済み。 ⇒ 非開示情報無し。 公開、資料配布可。
3 苦情に関すること (部会) (定例会議) (臨時会議)	再苦情申立ての調査審議	入札参加資格が認められなかった者等に対する県の説明に係る苦情申立てについて、申立書、関係書類等に基づき部会において調査審議する。	入札参加資格が認められなかった理由として、工事施工成績、技術者数、会社の経営状況、信用状況等、 <u>公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を中心とした審議が予想される。</u> ⇒ 非開示情報有り（指針3(2)及び条例7条1項3号該当） 非公開とする。
4 談合等不正行為に関すること (部会) (定例会議) (臨時会議)	(1)談合等不正行為情報の調査審議 (2)談合等不正行為情報対応状況報告の調査審議	① <u>談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い工事</u> 及び知事が特に必要と認めた工事の談合等不正行為情報に係る県の調査結果の適否について、関係書類、関係者からの説明に基づき部会において調査審議する。 ② ①以外の談合等不正行為情報の対応状況について、一覧表により報告を受け調査審議する。	不確実な談合等不正行為情報そのものを扱うことから、 <u>公にすることにより、法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を中心とした審議が予想される。</u> ⇒ 非開示情報有り（指針3(2)及び条例7条1項3号該当） また、県警及び公正取引委員会の捜査等の対象となる情報を扱うことから、 <u>公にすることにより、捜査等に支障を来すおそれがある。</u> ⇒ 非開示情報有り（指針3(2)並びに条例7条1項4号及び同条同項6号該当） 非公開とする。

3 公開（非公開）方針

2の理由により、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の会議の公開（非公開）方針は以下のとおりとする。

<p>1 定例会議及び臨時会議は、以下の3項目の調査審議を除き、原則として公開する。</p> <p>(1) 再苦情申立て</p> <p>(2) 談合等不正行為情報</p> <p>(3) 談合等不正行為情報対応状況報告</p> <p>2 部会での審議対象は、(1)再苦情申立て及び(2)談合等不正行為情報であることから原則として非公開とする。</p> <p>3 本方針によりがたい場合は、会議の都度、委員長が委員会に諮って公開又は非公開の決定を行うものとする。</p>
